

第4章 地域支援事業の現状

1 地域支援事業の現状

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防し、要介護状態等となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施しています。実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、サービスが総合的かつ継続的に提供されるようにしています。

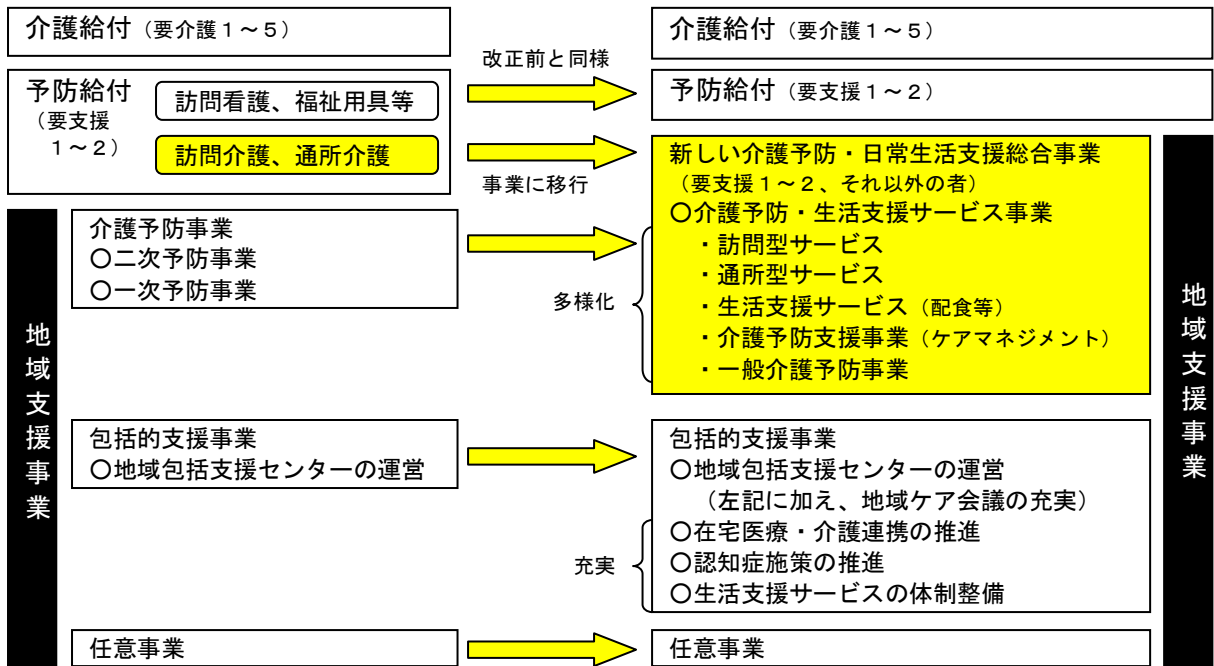
介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）は、要支援者等に対して介護予防や日常生活支援を総合的かつ一体的に行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる人に対して住民主体の通いの場の充実など介護予防活動を行う一般介護予防事業とがあり、市町の事業として位置付けられました。

広域連合においては平成29年度から、新しい総合事業に移行しました。

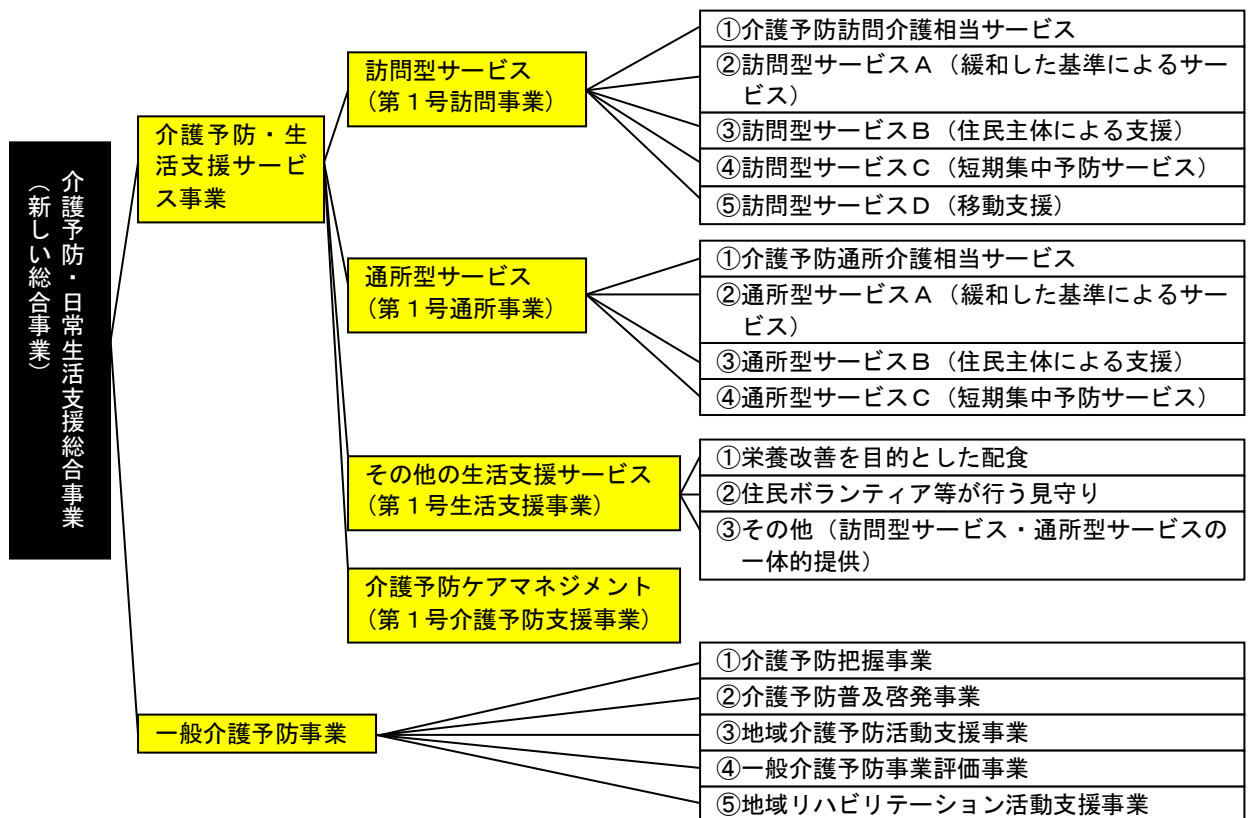
これまでの予防給付のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については新しい総合事業の介護予防・生活支援サービス事業へと移行し、介護予防事業についても、従前の一次予防事業と二次予防事業の一部を一般介護予防事業へと、また、二次予防事業のうち通所型サービス及び訪問型サービスは介護予防・生活支援サービス事業へと移行しました。

さらに、包括的支援事業についても、社会保障充実分として第6期介護保険事業計画から加わった「生活支援体制整備」、「認知症施策推進」、「在宅医療介護連携推進」及び「地域ケア会議充実」の4事業も段階的に進められ、地域包括ケアに向けた取り組みが大幅に強化されています。

■ 図4-1-1 新しい地域支援事業の全体像



■ 図4-1-2 新しい総合事業の構成



2 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の現状

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、従前の介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度対象として支援します。

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

訪問型サービスは、従前の介護予防訪問介護に相当するサービスと、それ以外の多様なサービスにより構成され、厚生労働省から表4-2-1のサービス類型が示されています。

訪問介護に相当するサービスは、従前の訪問介護と同様に、訪問介護員による身体介護と生活援助のサービスです。

多様なサービスには、従前の訪問介護を実施する基準に比べ、職員配置などについて緩和した基準による生活援助等（訪問型サービスA）、住民主体の自主活動による生活援助等（訪問型サービスB）、保健・医療の専門職が居宅において短期集中で行う相談指導等（訪問型サービスC）と移送前後の移動支援など（訪問型サービスD）があります。

介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAについては広域連合が実施し、訪問型サービスB、訪問型サービスC及び訪問型サービスDについては関係市町が地域の実情に応じて、必要なサービスを選択し提供することとしています。

■表4-2-1 訪問型サービスの類型

類 型	内 容	
介護予防訪問介護相当サービス	従前の介護予防訪問介護に相当するサービス	訪問介護員による身体介護、生活援助
訪問型サービスA	緩和した基準によるサービス	生活援助等
訪問型サービスB	住民主体による支援	住民主体の自主活動として行う生活援助等
訪問型サービスC	短期集中予防サービス	保健師等による居宅での相談指導等
訪問型サービスD	移動支援	移送前後の生活支援

■表4-2-2 訪問型サービス指定事業所数（平成29年10月1日現在）

区 分	東海市	大府市	知多市	東浦町	広域連合
介護予防訪問介護相当サービス	3か所	1か所	2か所	0か所	6か所
訪問型サービスA	1か所	2か所	1か所	1か所	5か所

※ 経過措置による「みなし指定事業所」は除いた数。

② 通所型サービス（第1号通所事業）

通所型サービスは、従前の介護予防通所介護に相当するサービスと、それ以外の多様なサービスにより構成され、表4-2-3のサービス類型が示されています。

通所介護に相当するサービスは、従前の通所介護と同様に、生活機能向上のための機能訓練サービスです。

多様なサービスには、従前の通所介護を実施する基準に比べ、施設面や職員配置などについて緩和した基準によるミニデイサービス等の提供（通所型サービスA）、住民主体による自主的な通いの場の提供（通所型サービスB）、保健・医療の専門職が短期集中で行う生活機能改善等の事業（通所型サービスC）があります。

介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAについては広域連合が実施し、通所型サービスB及び通所型サービスCについては関係市町が地域の実情に応じて、必要なサービスを選択し提供することとしています。

■表4-2-3 通所型サービスの類型

類 型	内 容	
介護予防通所介護相当サービス	従前の介護予防通所介護に相当するサービス	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練
通所型サービスA	緩和した基準によるサービス	ミニデイサービス、運動、レクリエーション等
通所型サービスB	住民主体による支援	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場
通所型サービスC	短期集中予防サービス	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム

■表4-2-4 通所型サービス指定事業所数（平成29年10月1日現在）

区 分	東海市	大府市	知多市	東浦町	広域連合
介護予防通所介護相当サービス	9か所	2か所	3か所	0か所	14か所
通所型サービスA	1か所	1か所	0か所	2か所	4か所

※ 経過措置による「みなし指定事業所」は除いた数。

③ その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）

その他の生活支援サービスは、地域における自立した日常生活の支援のための事業であり、表4-2-5のサービス内容が例示されています。

配食サービス、定期的な安否確認や緊急時の対応等生活支援を中心とした高齢者福祉サービス事業については、従前より関係市町において先進的に取り組み事業展開されていることから、新しい総合事業の枠組みには組み入れず、引き続き関係市町の実情に合わせた単独事業として実施します。

■表4-2-5 その他の生活支援サービスの類型

類 型	内 容
配食	栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食など
定期的な安否確認及び緊急時の対応	住民ボランティアなどが行う訪問による見守り
その他	訪問型サービス、通所型サービスに準ずる生活支援で、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等）

④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様に、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）が要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するもので、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において表4-2-6の類型が示されています。

■表4-2-6 介護予防ケアマネジメントの類型

類 型	内 容
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント) ※介護予防支援相当	主に、訪問型サービス・通所型サービスにおいて、指定事業者のサービスを利用するケースや、訪問型サービスC、通所型サービスCを組み合わせた複数のサービスを利用するケース
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	主に、ケアマネジメントAやC以外のケース
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	主に、ケアマネジメントの結果、事業の実施方法が「補助」に該当するようなサービスや配食などのその他の生活支援サービス、又は一般介護予防事業につなげるケース

※ 広域連合では、ケアマネジメントBは実施しない。

(2) 一般介護予防事業

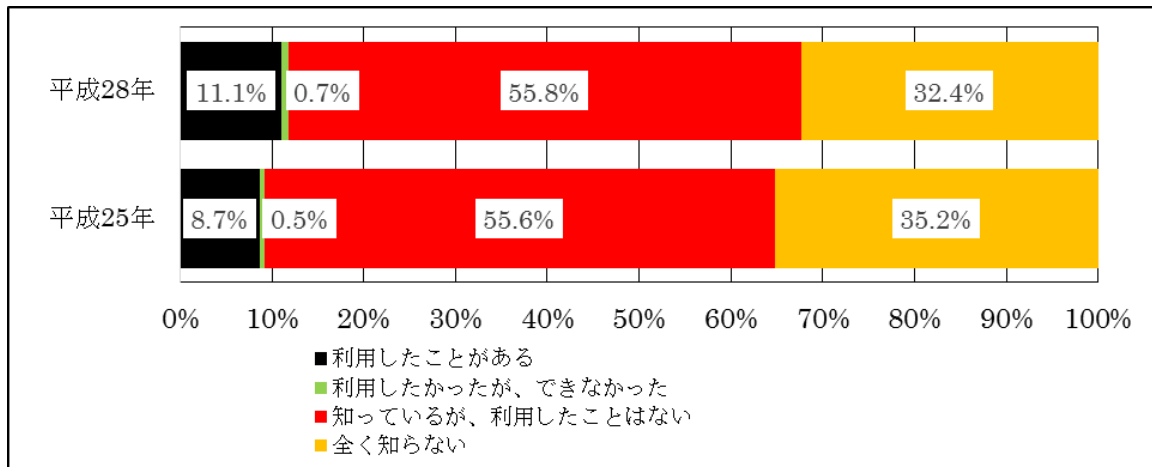
一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が地域の一員として存続できる環境が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防の機能を強化することを目指します。この一般介護予防事業は、関係市町が地域ごとの実情に応じて必要な事業を選択し実施することとしています。

① 一般介護予防事業の周知

従前の介護予防事業の認知度について、平成25年及び平成28年に実施した「健康とくらしの調査」の調査結果を比較したところ、介護予防事業を「利用したことがある」と答えた方が2.4ポイント増加し、「全く知らない」と答えた方が2.8ポイント減少しました。

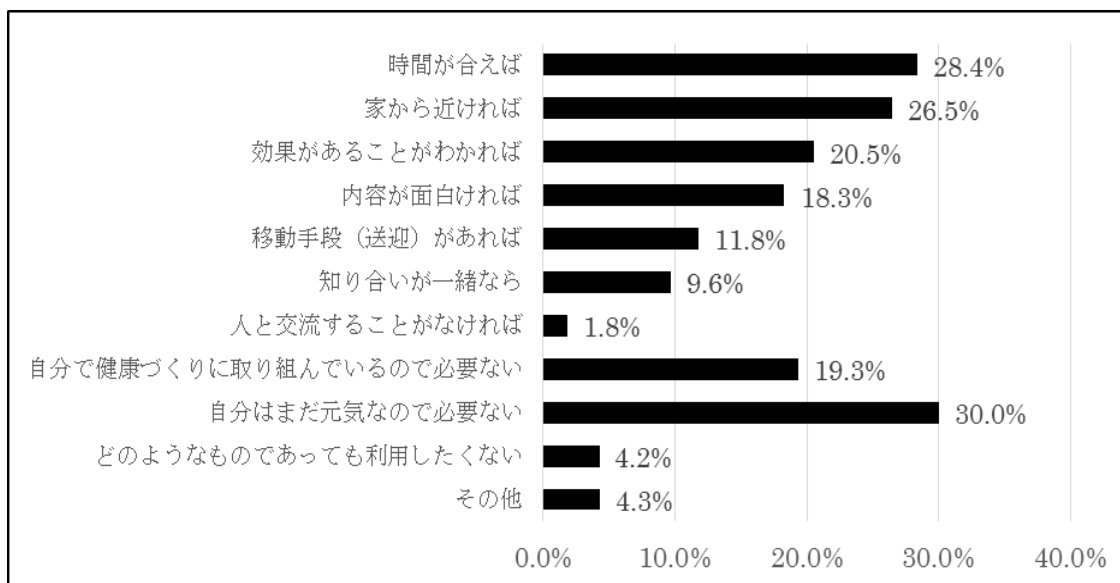
また、平成28年の調査において介護予防事業を「利用したかったができなかった」、「知っているが、利用したことがない」及び「全く知らない」と答えた方に「どのようなものであれば利用したいか」と複数回答可として回答を求めたところ、「時間的要件、地理的要件が合えば」と答えた方が66.7%、「必要ない」と答えた方が49.3%、「事業内容による（効果があるとわかれば又は内容が面白ければ）」と答えた方が38.8%でした。

■ 図 4 - 2 - 1 旧介護予防事業の認知度



出典 健康とくらしの調査

■ 図 4 - 2 - 2 旧介護予防事業の使用促進のための手法



出典 健康とくらしの調査

3 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の現状

包括的支援事業は、地域に住む被保険者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進に関するサービスを包括的に支援することを目的として行う事業です。

この事業は、地域の実情に応じた事業展開をするために、広域連合管内の各社会福祉協議会への委託業務としています。なお、広域連合管内では「地域包括支援センター」を「高齢者相談支援センター」の名称で広く周知しております。高齢者相談支援センターは、地域包括ケアシステム構築における中核的な機関として今後も重要な役割を担うことから、さらなる機能の強化・充実に努めます。

(1) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、高齢者相談支援センターを中心に、地域における関係者とのネットワークを構築しています。心身の状況や生活の実態及びニーズを把握し、相談を必要に応じて個々の必要に応じた保健・医療・福祉サービスの利用につなぐ等の支援を行っています。

■表4-3-1 相談者実人数

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談者実人数	9,036人	11,470人	11,348人	9,650人	10,967人
うち虐待事例	139人	91人	99人	109人	120人

■表4-3-2 相談延件数

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者・家族・親族等を対象とした相談等	30,229件	29,849件	29,132件	29,763件	30,177件
① 電話	16,383件	16,545件	16,041件	15,871件	16,418件
② 来所	2,304件	2,576件	2,377件	3,000件	2,867件
③ 訪問	11,366件	10,544件	10,430件	10,585件	10,460件
④ メール・FAX等	176件	184件	284件	307件	432件
関係者・関係機関等を対象とした相談等	31,049件	30,060件	29,219件	29,968件	31,933件
合 計	61,278件	59,909件	58,351件	59,731件	62,110件

■表4-3-3 相談対応別延件数

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援	30,175 件	29,594 件	28,032 件	26,756 件	29,052 件
情報提供	10,858 件	11,018 件	12,404 件	11,164 件	14,034 件
申請代行	923 件	834 件	925 件	867 件	1,201 件
他機関連絡・調整	31,860 件	31,597 件	31,912 件	33,120 件	35,485 件
その他	1,039 件	901 件	548 件	387 件	495 件
合 計	74,855 件	73,944 件	73,821 件	72,294 件	80,267 件

(2) 権利擁護業務

判断能力が不十分なため日常生活に困難を来している又は虐待を受けている（疑いも含む。）等の高齢者が、地域において尊厳ある生活を営むことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。

日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護に関する制度の情報提供、地域の様々な関係者によるネットワークの構築を図ることで、高齢者虐待の早期発見などに努めています。

■表4-3-4 権利擁護に係る相談延件数

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
成年後見制度等に関すること	1,137 件	706 件	1,354 件	847 件	941 件
消費者被害に関すること	194 件	232 件	80 件	76 件	161 件
虐待に関すること	2,298 件	1,583 件	1,521 件	1,359 件	1,038 件
合 計	3,629 件	2,521 件	2,955 件	2,282 件	2,140 件

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域において、介護支援専門員や介護サービス事業所及び高齢者福祉に係る多職種相互の協働等による連携、協力体制の整備など、包括的かつ継続的なケア体制を構築しています。また、地域の介護支援専門員等に対して、日常的個別指導・相談や、支援困難事例等の相談・指導・助言を行っています。

■表 4-3-5 支援困難事例等に係る対応延件数

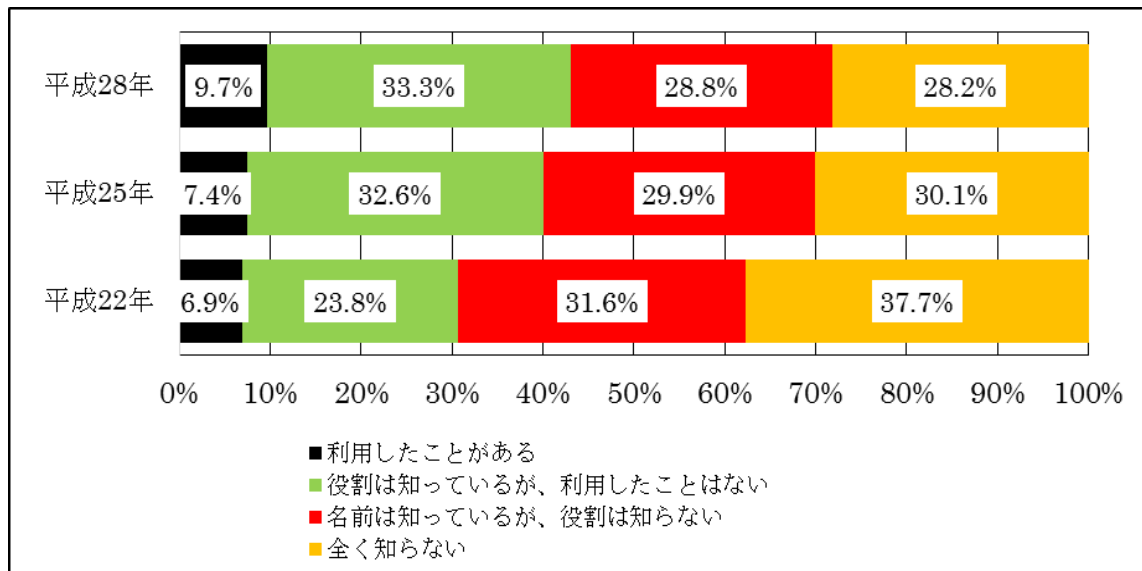
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護支援専門員等への指導・助言	1,313 件	956 件	1,042 件	1,095 件	1,416 件
同行訪問	351 件	223 件	201 件	152 件	136 件
サービス担当者会議等への同席	190 件	112 件	101 件	260 件	83 件
合 計	1,854 件	1,291 件	1,344 件	1,507 件	1,635 件

(4) 高齢者相談支援センターの周知

高齢者相談支援センターの認知度について、平成 22 年、平成 25 年及び平成 28 年に実施した「健康とくらしの調査」の調査結果から、「全く知らない」と答えた方が徐々に減少し、「利用したことがある」と答えた方が徐々に増加しております。

今後も、高齢者相談支援センターの役割が高齢者を対象とした総合的な相談機能を持つ機関であることを広く周知し、利用に繋がるよう努めていきます。

■図 4-3-1 高齢者相談支援センターの認知度



出典 健康とくらしの調査

(5) 運営体制

高齢者相談支援センターの運営については、地域性を重視し、地域との効率的な連携を図る観点から、各市町の社会福祉協議会へ委託しています。

今後の高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加に伴い、高齢者相談支援センターの業務の増加は必至と考えられ、機能の強化が求められます。これらの課題に対応するためには、何より人材の確保が不可欠と考え、継続的な人材育成に努め、一層の運営体制の充実を図ります。

(6) 高齢者相談支援センターとの連携（高齢者相談支援センター担当者会議等）

広域連合は、利用者の視点に立った質の高い支援を行うために、高齢者相談支援センター及び関係市町との連携強化を図る目的で高齢者相談支援センター管理者会議及び担当者会議を定期的を開催し、共通の課題解決や情報共有を行い、地域支援事業を推進していきます。

4 包括的支援事業（社会保障充実分）の現状

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、地域内の在宅医療と介護サービスは欠かせません。この医療と介護サービスをより効果的に一体的に提供することが重要となりますが、そのために必要な医療機関と介護事業所等の各種関係者との連携を深め、推進していく事業です。この事業は、平成 27 年度から開始し、広域連合管内の関係市町へ業務を委託し、地域の実情に応じて実施しています。

(2) 生活支援体制整備事業

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供以外にも、地域住民に身近な市町が様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を、地域づくりと一体的に図って行く事業です。この事業は、平成 28 年度から広域連合管内の各市町へ業務を委託し、実施しています。初年度に第 1 層（市町の区域）に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体を設置・運営し、大府市、知多市及び東浦町においては平成 29 年度からは第 2 層（日常生活圏域）にも生活支援コーディネーターを配置しています。

(3) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するための事業です。

平成 27 年度から「認知症地域支援・ケア向上事業」を関係市町又は市町の社会福祉協議会へ委託し、認知症地域支援推進員を配置すると共に、認知症の人と介護している家族等への支援を推進しています。

また、平成 30 年度からは、上記の認知症初期集中支援チームが関係市町にそれぞれ配置され、認知症が疑われる人や認知症の人・その家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

(4) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議には、個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）と市町が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）があります。

地域ケア個別会議は、高齢者相談支援センター等が主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援していくことを目的としています。

関係機関との会議・地域住民への啓発を表4-4-1のとおり実施すること等を通じて地域の実情に応じた市町の取組みにつなげます。

また、地域ケア推進会議は平成29年度から個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいけるよう関係市町又は市町の社会福祉協議会へ業務を委託しています。

■表4-4-1 関係機関との会議・地域住民への啓発回数

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域ケア会議	-	-	-	73回	71回
在宅医療・介護連携事業に関すること	-	-	-	36回	34回
認知症総合支援事業に関すること	-	-	-	151回	209回
生活支援体制整備事業に関すること	-	-	-	146回	136回
総合事業に関すること	-	-	-	-	39回
合 計	-	-	-	406回	489回

5 任意事業の現状

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付の適正化を図ることで利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減でき、介護給付費や介護保険料の増大の抑制効果が期待できます。

制度の趣旨や事業展開に必要な情報の周知・提供等に努め、より良質なサービスを適切に提供できる環境整備を図ると共に、介護(予防)給付について、適正な介護サービスが提供されているかを検証するなど、介護給付等費用の適正化のための事業を実施しています。

広域連合では、「厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件（平成20年厚生労働省告示第31号）」に規定されている主要5事業の全てを実施しています。

① 認定調査状況チェック

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した更新認定、又は変更認定に係る認定調査の内容を広域連合職員等が点検しています。

② ケアプランの点検

広域連合では、平成21年度から給付適正化ソフトを導入し、認定情報と給付実績の状況から、認定情報からは想定しにくいサービスを利用しているなど疑義のある居宅介護（予防）サービス計画を抽出、点検しています。

また、対象の居宅介護（予防）支援事業所に照会し、必要に応じて居宅介護支援事業所にて実地確認とともにケアプランの点検も行っています。

広域連合では、この点検を通して、介護支援専門員に制度の基本理念である「自立支援」を根底としたケアプランの作成を再確認していただくことも目的としています。

■表4-5-1 ケアプラン点検延件数

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ケアプラン点検件数	411件	347件	391件	213件	202件
実地確認件数	41件	65件	66件	48件	35件

※ ケアプラン点検件数は、県への実績報告件数。

③ 住宅改修等の点検

住宅改修費（介護予防住宅改修費）の利用者の状態や改修住宅等の状態確認、工事見積書の点検及び竣工後の現地確認調査等により、施工状況の点検を行っています。

また、必要に応じて福祉用具の利用者に対する訪問調査等を実施し、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行い、適正な給付となっているか確認しています。

④ 医療情報との突合・縦覧点検

後期高齢者医療及び国民健康保険などの医療情報と、介護保険の給付情報を突合し、疑義のある給付実績について対象サービス事業者を確認しています。

⑤ 介護給付費通知

介護保険サービスの請求状況や費用等について、個々に給付された金額を本人が再確認することで、適正なサービス利用を意識していただくことを目的に、介護給付費通知書を送付しています。

⑥ その他

介護サービス事業者等への適正化支援事業として受給者や地域からの事業者の信頼を高め、事業者自身の健全な発展を推進することは重要なことから介護支援専門員等研修会を引き続き開催し、研修や説明会等を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現に向けて協働して取り組むよう働きかけます。

■表 4-5-2 介護支援専門員等研修会参加者数

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数	12 回	12 回	11 回	11 回	9 回
延参加者数	689 人	623 人	770 人	793 人	361 人

(2) 家族介護支援事業

家族介護支援事業は、関係市町において先進的に取り組まれていることから、介護保険制度の新しい総合事業の枠組みには組み入れず、引き続き関係市町の実情に合わせた高齢者福祉サービスの単独事業として実施します。